

新宿区教育委員会会議録

令和2年第12回定例会

令和2年12月4日

新宿区教育委員会

## 令和2年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和2年12月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時21分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

|       |         |          |         |
|-------|---------|----------|---------|
| 教 育 長 | 酒 井 敏 男 | 教育長職務代理者 | 古 笛 恵 子 |
| 委 員   | 今 野 雅 裕 | 委 員      | 星 野 洋   |
| 委 員   | 羽 原 清 雅 |          |         |

欠席者

委 員 山 下 浩一郎

説明のため出席した者の職氏名

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 中 央 図 書 館 長 | 中 山 浩   | 教 育 調 整 課 長 | 齊 藤 正 之 |
| 教 育 指 導 課 長 | 荒 井 亮 宏 | 教 育 支 援 課 長 | 内 野 桂 子 |
| 学 校 運 営 課 長 | 広 瀬 岳 平 | 主 任 指 導 主 事 | 小 林 力   |
| 統 括 指 導 主 事 | 坂 元 竜 二 | 統 括 指 導 主 事 | 波 多 江 誠 |

書記

|               |       |               |         |
|---------------|-------|---------------|---------|
| 教 育 調 整 課 主 査 | 平 明 生 | 教 育 調 整 課 係 長 | 国 分 克 行 |
|---------------|-------|---------------|---------|

## 議事日程

### 議案

日程第1 第47号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承諾及び委嘱について

### 報告

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について（教育指導課長）
- 2 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（教育指導課長）
- 3 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和2年新宿区教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の会議には、山下委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員をお願いいたします。

○星野委員 はい、分かりました。

---

◎ 第47号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第47号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について」を議題とします。

それでは、第47号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第47号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について、御説明いたします。

お手元の議案書を1枚おめくりいただきまして、資料を御覧ください。

こちら、上が今回新たに委嘱する委員、そして下が辞職をされた委員となっております。

社会教育委員につきましては、令和2年12月4日付で、下の部分になりますが、元新宿区スクールコーディネーターの年綱和代氏の辞職をすることに伴いまして、12月5日付で、上段になりますが、新宿区スクールコーディネーター連絡会会長、染谷高司氏に委嘱をするものでございます。

任期につきましては、前任者の残りの期間となります令和3年、来年の12月5日までとなっております。

なお、参考として、もう1枚おめくりいただきまして、今回の変更後の社会教育委員の一覧をおつけしてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第47号議案の提案理由です。

新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱をする必要があるためでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第47号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第47号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第47号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

◆ 報告1 新型コロナウイルス感染症対応について

◆ 報告2 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1及び報告2について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長 新型コロナウイルス感染症対策について、3学期の基本方針を御報告させていただきます。

このところの新型コロナウイルス感染症の急拡大の状況を受けて、今後の学校行事について、以下のように対応してまいります。

なお、本方針は現時点のものであり、今後の感染状況等により変更となる場合があります。

以下、お手元の資料に基づき、御説明いたします。

1、校内で行う学校行事等についてです。

児童・生徒等が学年を越えて一堂に集まる活動については、「いわゆる3密に留意し、原則として、学年を超えない形での開催は可能とする」とした2学期終了時までの対応を継続いたします。なお、保護者等の参観にあたり、参観者の体調確認等の協力を依頼することは継続してまいります。

2、遠足及び社会科見学等についてです。

第3学期は、原則として実施可といたします。貸切バスを利用する場合は、感染状況等を踏まえ、各校長が実施可否を判断することといたします。また、公共交通機関を利用する場合は、利用時間帯や乗車方法を工夫するなど、十分な感染対策を講じ、利用時間は乗り換えを含め片道45分、往復90分以内とすることといたします。

3、スキー教室です。

中学校2年生について、女神湖高原学園で実施予定でございましたスキー教室は中止といたします。

4、卒業期の行事です。

小学校6年生と中学校3年生を対象とする卒業期の行事については、実施予定といたします。ただし、直前の感染状況を踏まえ、教育委員会が実施可否を判断してまいります。

5、英語キャンプです。

女神湖高原学園での実施は中止といたしますが、3月に英語でのコミュニケーションや国際理解を深める体験事業を区内で日帰りで実施する予定でございます。

6、新宿区幼稚園・こども園観劇会です。

こちらにつきましては、中止とさせていただきます。

最後に7、令和2年度卒業式及び令和3年度入学式です。

卒業生と入学生の全員が一堂に会しての開催は可とします。なお、学校の状況により、分割での開催も可といたします。その他の者の出席の可否については、引き続き、保護者は各家庭2名まで、在校生は代表者のみ、来賓についてはお招きしないという形で考えております。

説明は以上です。

○**教育長** 続いて、報告2について、お願いします。

○**教育指導課長** 続きまして、報告2、令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、御報告いたします。内容は、令和元年度における新宿区立学校児童・生徒の暴力行為、不登校、いじめの3点の件数等についてです。

10月30日に文部科学省から公表があり、本件については、これが確定値となります。

それでは、お手元の資料を基に御説明をさせていただきます。

最初に暴力行為でございます。

小学校では42件、中学校では29件でした。

口頭での補足となりますが、この暴力行為の内訳は、対教師暴力が小学校で6件、中学校では2件でした。また生徒間暴力は、小学校では35件、中学校では25件でした。小学校では、特定の児童がこうした行為を繰り返す場合、学校全体で児童を支える体制を意図的に組んで対応しております。また、そうした児童については、本人の気持ちに寄り添いながら、別室でクールダウンをさせるなどの対応も図っております。

中学校では、前年度と比較して、件数は11件減少しているものの、関係生徒や発生校数に関しては、ほぼ前年度と同様の状況でした。

各学校では、落ち着いた生活を送れるよう、例えば、児童・生徒に自分の感情をコントロールする力を身につけさせる指導を行っております。

教員の初任者研修では、アンガーマネジメントについても学ぶ機会を設けております。

また、教育相談研修会や生活指導主任会において、研修や情報交換を実施しているところがございます。

暴力行為については、保護者や関係機関と連携した個別指導や支援を進めておいております。

続きまして、不登校についてです。

小学校では48人、中学校では134人で、前年度と比較して増加しております。

不登校の出現率は、小学校が0.47から0.51へ、中学校は4.41から5.01にそれぞれ増加しているところです。

口頭での補足となりますが、不登校の主たる要因としては、小学校では無気力、不安、中学校では、いじめを除く人間関係をめぐる問題が最も多くなっております。この不安というのは、登校の意思はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない、できないといった事例が該当しています。

不登校に対しては、子どもたちに年3回実施するふれあい月間のアンケートや、年2回実施するhyper-QUなどの結果分析を活用しながら、学校生活への満足度の低いものに対して早期に対応することを進めております。またスクールカウンセラーなども加えた、家庭との連携にも引き続き努めております。

区では、不登校になる前段階での手厚く支援することが大切であると考え、平成29、30年度に小・中学校1校ずつの不登校対策モデル校を指定し、学校での居場所づくりや、家庭と子どもの支援員などの活用の取組を進め、全区立学校にその取組を周知し、支援が継続されるよう助言しております。

さらに、令和元年10月の文部科学省不登校児童・生徒の支援の在り方の通知のとおり、多様な教育機会の確保は重要な課題と考え、適用指導教室のつくし教室のほうにフリースクール等との連携を進めています。

昨年度は、教育委員会がフリースクール等を訪問し、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた情報共有を行いました。また、フリースクールに通う児童・生徒の様子やカリキュラム

について、不登校対策委員会をはじめ各校に周知し、支援の在り方について、変更点や学校が配慮すべき事項について指導・助言をしております。

今後は、フリースクール等の職員に、オブザーバーとして意見を伺いながら、不登校児童・生徒、その保護者のニーズをくみ取り、適切に支援ができるようにしてまいります。

最後に、いじめについてでございます。

認知件数は小学校で903件、中学校では101件でした。

いじめの解消件数は、小学校で841件、中学校で88件でした。

口頭での補足となりますが、いじめの対応については、複数回答となりますが、小学校、中学校ともに最も多かったのが、冷やかしやからかい、悪口といったものでした。

いじめの認知件数は、軽微ないじめを見逃さないことが徹底された結果ととらえております。

新宿区では、これまでも国の方針と同様に、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるというとらえ方はしておりません。いじめの認知件数の増加は、早期発見につながるものと考えています。各学校では、全職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微ないじめを見逃すことなく、早期に介入し、早期に対応していくことを心掛けています。例えば、先ほど述べたふれあい月間のアンケートや、スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生を対象とした全員面接などを行っています。また子どもたちがいじめ問題の解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動できるようになるための指導も工夫しております。

さらに、いじめは一旦解消したと思われても繰り返す可能性もありますので、指導後も注意深く観察するようにしております。

最後になりますが、児童・生徒の問題行動は、学校だけの取組では解決が困難な事例が少なくありません。子ども家庭支援センターなどの関係機関やスクールソーシャルワーカーなどとの円滑な連携が行われるように学校問題支援室を中心として問題行動等の解決に努めてまいります。

報告は、以上となります。

○教育長 ありがとうございます。

報告が終わりました。

それでは、順次、質疑をしていきたいと思っております。

報告1について、御意見、御質問等あれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、質疑を終了いたします。

次に、報告2について、御意見、御質問がある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。

○星野委員 暴力行為等の原因について考えてみますと、いわゆるキレやすい子どもといたしまししょうか、そういう子どもに関して、乳幼児期のメディア接触が原因になっているのではないかと報告もあります。そうすると、今対応することはもちろんですけれども、やはり乳幼児期、つまり保育園期とか幼稚園期になってしまうと思うんですけれども、その時期にある程度そちらの方にも指導を広げていく必要があるのではないかと思いますけれども、そういうことは教育委員会として可能でしょうか。

○教育指導課長 ただいまの御指摘につきましては、なかなか簡易迅速に行うことは難しいと捉えております。ただし、各学校において、特に小学校の場合は入学説明会等の折に、そういったことに触れるであるとか、あるいは区内の関係部署と今後連携していくことは可能ではないかと考えているところでございます。

○教育支援課長 私のほうからは、家庭教育の観点でお答えさせていただきます。

今後、1人1台パソコンの環境下では、情報モラル教育についてもより重要になってきますので、この取組については力を入れていかななくてはならないと考えているところです。また、教育委員会だけにとどまらず、より幼少期の頃からの取組が重要であるということは、家庭教育の観点からも言われているところでございますので、この点については、子ども家庭部や健康部等とも情報共有しながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、質疑を終了させていただきます。

---

### ◆ 報告3 その他

○教育長 次に、報告3、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

また、このたび羽原委員が任期満了をお迎えになりますので、一言、御挨拶をいただければと思います。

○**羽原委員** これまで、とてもいい勉強をさせてもらいました。新聞記者としては、外務省や大蔵省、そういうところで、行政の片方、つまり政策を決めていく過程やその裏側は見せてもらってきたけれども、学校現場、あるいは区役所の業務というものを比較的身近に見せてもらったことは非常にありがたかったなど、この年になって新しい視野が開けたかなという印象があります。

一つだけ、教育委員会に限らないのですが、区の業務に当たるにあたっては、法令順守の姿勢は大事ではあるが、法令順守100%というのは間違いだと。公務員たるもの、やはり20%ぐらいの改革の意欲、つまり自分のやっている仕事に対する批判というものを常に20%ぐらいは持つべきだと。その20%の疑問が、改革になり、前進になる。僕はそういう印象を持っています。新聞記者は、このパーセンテージをもっと高めなければいけないと思うが、法令に従わざるを得ない公務員の場合は、2割は疑問を持つ、改革の意欲を持つ、光が当たっていないところに光を当てたい、そういう思いを持つ姿勢であってほしい。これは僕は非常に強く思っているし、感じたわけです。

区民とのディスカッション、つまり相手の応答があるときには、相手の立場になれる、相手の環境や心理というものがある程度つかまえられるような、幅の広い意識を持つこと、これが非常に必要だと思います。法令どおり対応していれば、それは論理としては成り立つが、内容的に進歩が生まれてこない。やはり、行政の側にも自己批判、つまり反省というものがないとダメです。それを繰り返すことによって、少しずつ世の中が前進していくという印象を、教育委員をしていて非常に強く思いました。まだ言いたいことはたくさんありますが、この1点にとどめておきます。

この間、職員の入替わりは多くて、僕だけ長い間座っていましたが、非常に素質、素養のある方々が多いから、これからぜひそれぞれの職場において、あるいは次の職場において、力の限りを尽くして頑張っていただきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○**教育長** それでは、この際でございますので、私から一言お礼を申し上げたいと思います。

羽原委員には、教育委員長という制度があった旧制度から引き続いて、教育委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございました。この間、様々、貴重な御意見等々をいただ

き、ありがとうございました。新宿区の教育行政について、なかなか御満足いただけていない点もあるかもしれませんが、一步一步、前に進んでいるのかなというふうに考えてございます。長い間、貴重な御意見を頂き、御活躍いただきました。本当にありがとうございました。

今後も、羽原委員の足跡を汚さぬよう、一生懸命頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○羽原委員 ありがとうございました。

---

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上をもちまして、教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

午後 2時21分閉会